

限定業務職員・短時間雇用職員・準職員・臨時職員の 育児・介護休業等制度

ご不明点については総務課人事班（内線 5 7 8 7、5 7 1 8）までお問い合わせください

育児に関わる休暇制度については、職種毎の特別休暇の解説を参照してください。

また申請方法については、以下のページを参考にしてください。

学内向けポータル>学内向けメニュー>総務課>勤怠管理システム>操作マニュアル

1 産前産後休暇

内容	出産予定日以前 6 週間（多胎妊娠の場合は 1 4 週）から産後 8 週間を経過するまで
給与	支給
手続	開始の 1 月前までに勤怠管理システムを通じて特別休暇願（様式 1 - 2）と医師の診断書を提出

※詳細は各職種の特別休暇の解説内に掲載

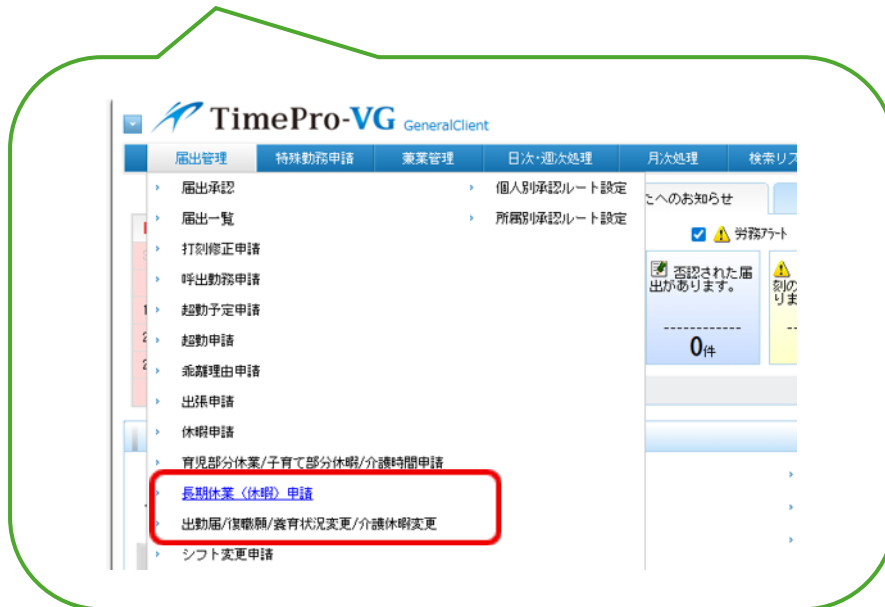
2 育児休業

子が 1 歳に達するまでの期間において、一子につき 2 回まで取得できる。（保育所に入所できない場合など一定の条件下で、最長 2 歳に達するまで延長可能）

（双子の以上の場合も一子とみなす。）

対象者	1 歳までの子を養育する職員 ○有期雇用契約の限定業務職員等は、申出時点において次の要件を満たすことが必要 ①子が 1 歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること ②子が 1 歳に達する日から 6 月を経過する日までに雇用契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと ○労使協定により対象外となる限定業務職員等 1 週間の所定勤務日数が 2 日以下の限定業務職員等 申出の日から 1 年（第 4 項の申出にあっては 6 月）以内に雇用関係が終了する ※職員の配偶者が、職員と同じ日から又は職員より先に育児休業をしている場合は、子が 1 歳 2 か月に達するまでの間で、当該子の誕生日以後の
-----	--

	産前産後の休暇期間、育児休業期間及び出生時育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる
給与	支給しない
手続	1月前までに勤怠管理システムで育児休業申出書を提出 満了時や、養育状況に変更があった場合は、同じく勤怠管理システム（又はナースエイド）より「養育状況変更届」を遅延なく提出



（ア）以下の要件に該当する場合、1子につき1回まで、1歳から1歳6ヶ月まで延長が可能

- （1）当該限定業務職員等又はその配偶者が原則として当該子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること。
- （2）以下のいずれかに該当すること
 - ・ 当該子の保育所への入所を希望しているが、入所できない場合
 - ・ 当該職員の配偶者であって育児休業の対象となる当該子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が死亡、負傷、疾病その他の事情により当該子を養育することが困難になった場合
- （3）子の1歳の誕生日以降に育児・介護休業法第5条第3項の休業をしたことがないこと。

（イ）以下の要件に該当する場合、1子につき1回まで、1歳6ヶ月から2歳までの延長が可能

- （1）当該限定業務職員等又はその配偶者が原則として当該子の1歳6か月到達日の前日に育児休業をしていること。
- （2）次のいずれかの場合に該当すること
 - ・ 当該子の保育所への入所を希望しているが、入所できない場合
 - ・ 当該限定業務職員等の配偶者であって育児休業の対象となる当該子の親であり1歳6か月到達日以降育児に当たる予定であった者が死亡、負傷、疾病その他の事情により当該子を養育することが困難になった場合

- (3) 子の1歳6か月の誕生日応当日以降に育児・介護休業法第5条4項の休業をしたことがないこと

(ウ) 以下に該当する場合は、再度の育児休業の申し出が可能。

- (1) 育児休業をしている限定業務職員等が新たな育児休業又は産前産後の休暇を取得したことにより最初の育児休業が終了した場合で、当該新たな子が死亡又は養子縁組等により別居することとなった場合
- (2) 介護休暇の開始により育児休業期間が終了した場合で、介護休暇の対象となった対象家族が死亡したとき又は離婚、婚姻の解消、離縁等により対象家族と限定業務職員等との親族関係が消滅した場合
- (3) 育児休業が休職又は停職の処分を受けたことにより終了した後、当該休職又は停職の処分が終了した場合
- (4) 育児休業をしている限定業務職員等が当該限定業務職員等の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の申出が取り消された後、当該限定業務職員等が当該子を養育することができる状態に回復した場合
- (5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過した場合（当該育児休業をした限定業務職員等が、当該育児休業の申出の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書（別記第3号様式）により理事長に申し出た場合に限る。）
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなる場合
- (7) 産後休暇を取得していない限定業務職員等が、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い日から8週間以内に最初の育児休業を取得した場合
- (8) 第2条第1項に基づく休業をした限定業務職員等が同条第4項に基づく休業の申出をしようとする場合、同条第4項に基づく休業をした限定業務職員等が同条第5項に基づく休業の申出をしようとする場合又は前条第1項ただし書の申出をしようとする場合
- (9) 申出に係る子が負傷、疾病、障害により2週間以上にわたり世話を必要とする場合
- (10) 申出に係る子について、保育所を希望しているが、入所できない場合

(エ) 育児休業終了予定日の1月前の日までに申し出ること、1回に限り、育児休業終了予定日より後の日に変更することができる。ただし、育児休業を延長している場合は子が1歳から1歳6か月に達するまでの期間内で1回、子が1歳6か月から2歳に達するまでの期間内で1回、それぞれ育児休業終了予定日の変更を行うことができる。

※ただし、以下の要件に該当する場合は、再度の申し出が可能とする。

- ・配偶者が負傷又は疾病により入院したこと
- ・配偶者と別居したこと
- ・その他の育児休業終了予定日の変更の申出時に予測することができなかった事実が生じ、当該育児休業に係る子について育児休業終了予定日の再度の変更をしなければ、その養育に著しい支障が生ずることとなる時

(オ) 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合は、育児休業を終了する。

- (1) 育児休業終了予定日が到来した場合
- (2) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (3) 育児休業に係る子が限定業務職員等の子でなくなった場合
- (4) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合
- (5) 育児休業に係る子が1歳(第2条第4項又は第5項に基づく休業の場合は1歳6か月、同条第6項又は第7項に基づく休業の場合は2歳)に達した場合
- (6) 第2条第3項に基づく休業において、出生日以後の産前産後の休暇期間、育児休業期間及び出生時育児休業期間の合計が1年に達した場合
- (7) 育児休業をしている限定業務職員等が産前産後の休暇又は介護休暇となった場合
- (8) 育児休業をしている限定業務職員等が新たに育児休業を取得した場合
- (9) 育児休業をしている限定業務職員等が休職又は停職の処分を受けた場合

※(5)～(9)の事由の場合は、事由が発生した前日に終了する。

※(1)～(6)の事由が生じた場合には、申出者は所属を通じて、勤怠システムで養育状況変更届を提出すること。

3 出生時育児休業

子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に、4週間以内の期間取得可能。

分割2回まで取得可能だが、一括して申請をすること。

対象者	産後休業をしておらず、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者
給与	支給しない
手続	開始しようとする日の2週間前までに勤怠管理システムを通じて「出生時育児休業申出書」を提出する

(ア) 申出に係る子が出生したときは、申出者は、出生後2週間以内に総務課人事班へ出生届済証明書または出生届を提出しなければならない。

(イ) 申出者は、出生時育児休業開始予定日の前日までは、出生時育児休業の申出を撤回することができる。その際は、勤怠管理システムを通じて、「出生時育児休業申出撤回届」を提出すること。

※申出の撤回1回につき1回休業したものとみなす。みなしを含め2回休業し

た場合は再度申出をすることができない。

- (ウ) 子の死亡等により出生時育休申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、出生時育児休業の申出はされなかったものとみなす。

この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、所属を通じて、総務課人事班へその旨を通知すること。

- (エ) 出生時育児休業終了予定日の2週間前までに申し出ること、1回のみ出生時育児休業終了予定日の繰り下げ変更が可能。

- (オ) 出生時育児休業は以下の事象が発生した終了するものとする、(終了日は当該各号に掲げる日とする)

- (1) 子の死亡等出生時育児休業に係る子を養育しないこととなった場合

当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内とする。）

- (2) 子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過した場合

子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過した日

- (3) 子の出生日（出産予定日後に出生した場合は、出産予定日）以後に出生時育児休業の日数が28日に達した場合

子の出生日（出産予定日後に出生した場合は、出産予定日）以後に出生時育児休業の日数が28日に達した日

- (4) 出生時育休申出者について、産前・産後休業、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業期間が始まった場合

産前・産後休業、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業の開始日の前日

4 育児部分休業

内容	小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員が、所定勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて所定勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、30分単位で取得することができる。
対象者	小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員 ○労使協定により対象外となる限定業務職員等 1週間の所定勤務日数が2日以下の限定業務職員等
給与	勤務しない1時間につき1時間あたりの給与額を減額
手続	勤怠管理システムを通じて育児部分休業申出書と出生届済証明書を提出すること ※開始日の1月前までに勤怠管理システムを通じて、必要な期間を一括して申請すること。

- (ア) 部分休業取得者が、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇等を取得する場合は

【取得例】

部分休業	年休・特休・無給
------	----------

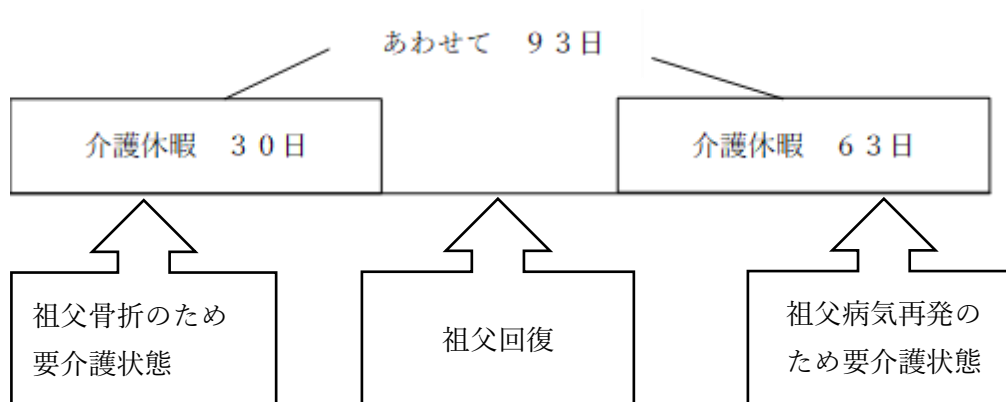
部分休業	年休・特休・無給	勤務
------	----------	----

部分休業	勤務	年休・特休・無給
------	----	----------

対象者	要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、常時介護を必要とする状態）にある対象家族を介護する職員等 ○有期雇用契約の限定業務職員等は、申出時点において次の要件を満たすことが必要 ①介護休暇開始予定日から９３日を経過する日（９３日経過日）を超えて引き続き雇用されることが見込まれること ②９３日経過日から１年を経過する日までに雇用契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと ○労使協定により対象外となる職員 ①申出の日から９３日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員等 ②１週間の所定勤務日数が２日以下の職員等
対象家族	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹 同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子
取得可能期間	対象家族１人につき、要介護状態に至るごとに３回、通算９３日 １時間単位又は１日単位で取得可能 （１時間単位の場合は、始業の時刻から連続し、又は就業の時刻まで連続し、１日を通じて所定勤務時間から３時間４５分を減じた時間を超えない

	範囲内で取得可)
給与	勤務しない1時間につき1時間あたりの給与額を減額
手続	1月前までに勤怠管理システムを通じて介護休暇承認申請書を提出

(介護休暇の取得可能日数イメージ)



6 育児又は介護のための所定外勤務の制限（免除）

内容	小学校就学始期達するまでの子を養育する限定業務職員等が、子を養育するため又は要介護者を介護するために請求した場合は、当該限定業務職員等の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、所定勤務時間を超えて勤務をさせてはならない。
対象者	小学校就学始期に達するまでの子を養育する限定業務職員等 ○労使協定により対象外となる限定業務職員等 1週間の所定勤務日数が2日以下の職員
手続	前日までに勤怠管理システムを通じて所定外勤務制限請求書を提出

(ア) 所定外勤務制限開始日の前日までに次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子又は要介護者が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした短時間雇用職員の子でなくなった場合
- (3) 要介護者と当該請求をした短時間雇用職員との親族関係が消滅した場合
- (4) 当該請求をした短時間雇用職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

7 育児又は介護のための所定外勤務の制限

内容	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する限定業務職員等又は要介護状態にある対象家族を介護する限定業務職員等が請求した場合は、当該限定業務職員等の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困
----	--

	難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて所定外勤務をさせてはならない。
対象者	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する限定業務職員等又は要介護状態にある対象家族を介護する限定業務職員等 ○対象外となる限定業務職員等 1週間の所定勤務日数が2日以下の職員
対象家族	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹 同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子
手続	前日までに勤怠管理システムを通じて所定外勤務制限請求書を提出

※6、7の期間は重複しての申請は不可とする。

8 育児又は介護のための深夜勤務の制限

内容	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する限定業務職員等又は要介護状態にある対象家族を介護する限定業務職員等が請求した場合は、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜（午後10時～翌日の午前5時）勤務をさせてはならない。
対象者	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する限定業務職員等又は要介護状態にある対象家族を介護する限定業務職員等 ○対象外となる限定業務職員等 ① 申出に係る家族の16歳以上の同居の家族が、次のいずれにも該当する限定業務職員等 ア 深夜において就業していない者であること イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育又は要介護者を介護することが困難な状態にある者でないこと ウ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと ② 1週間の所定勤務日数が2日以下の限定業務職員等 ③ 所定勤務時間の全部が深夜にある限定業務職員等
対象家族	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹 同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子
手続	1月前までに勤怠管理システムを通じて深夜勤務制限請求書（6ヶ月以内の期間）を提出

9 介護時間

内容	介護休暇を取得していない限定業務職員等が、連続する3年の期間内に
----	----------------------------------

	において、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した、2時間又は所定勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で取得することができる。単位は30分とする。
対象家族	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹 同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子
給与	勤務しない1時間につき1時間あたりの給与額を減額
手続	事前に勤怠管理システムを通じて介護時間請求書を提出すること

【参考】勤怠管理システム画面

The screenshot shows the TimePro-VG PersonalClient interface. The left sidebar contains a menu with the following items: 届出管理, 特殊勤務申請, 休業管理, 日次・運次処理, 月次処理, 検索リスト, 休暇処理, 随時処理, PDF参照. The main area has a header with 'TimePro-VG PersonalClient' and a navigation bar. Below the header, there are several status boxes for attendance and leave management. A red box highlights the '育児部分休業/子育て部分休暇/介護時間申請' option in the left menu.